

## 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書

地方の声を国政に伝える上で、主権者の代表たる地方自治体の首長が、中央政府に対し陳情することは極めて重要な手段である。

政府・与党では窓口を民主党本部幹事長室に一元化した形式でのシステムづくりが進められているが、これに対しては、地方自治体から「国に地方の声が届くのか」と不安や危惧の声が多く上がっているところである。

原口一博総務大臣も、記者会見において「地方自治体の長は選挙で選ばれた地域住民の代表であり、中央政府とアクセスするのに何か制限があることはあってはならない」との趣旨の発言をしている。

多様化、専門化している行政への要望等を、立法府を構成する政党が一元化して受けることで、事実上、行政への窓口を閉ざすことは、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもつながりかねない。

よって、国におかれては、行政府として直接地方の声に耳を傾け、地域の実情を公平に反映させることができるような仕組みを保障されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

熊本県議会議長 早川英明

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
副総理・国家戦略担当大臣	菅直人様
総務大臣	原口一博様
財務大臣	藤井裕久様
内閣官房長官	平野博文様